

## 立教大学大学院理学研究科と埼玉大学大学院理工学研究科との教育連携に関する覚書（抜粋）

施行 2017年4月1日

立教大学と埼玉大学との相互協力・連携協定書（2015年3月18日付）第3条の規定に基づき、立教大学大学院理学研究科と埼玉大学大学院理工学研究科（以下「両研究科」という。）は、学術研究ならびに教育活動の一層の充実と両研究科の大学院生（以下「院生」という。）の資質の向上及び相互の研究交流を図るため、次のとおり覚書を取り交わす。

### （客員教員及び連携教員）

第1条 両研究科は、協議の上、立教大学客員教員規程、国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則及び国立大学法人埼玉大学非常勤教職員の名称の付与に関する要項に基づき、一方の研究科に所属する教員を他方の研究科の教員として委嘱し、立教大学においては客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）、埼玉大学においては連携教授又は連携准教授（以下「連携教員」という。）の称号又は名称を付与する。

2 客員教員及び連携教員の任期は、年度ごとに更新し、原則として研究指導する院生が所定の課程を修了するまで継続するものとする。

3 客員教員及び連携教員は、院生が所属する研究科（以下、「所属研究科」という。）の定めるところにより研究指導を行った院生の学位審査を行うことができる。

4 客員教員及び連携教員は、所属研究科の要請に応じ、研究科委員会等に出席することができる。

### （客員教員及び連携教員の服務等）

第2条 客員教員及び連携教員は、所属研究科において、院生に対する研究指導等を指導教員と協力し、行うものとする。

2 客員教員及び連携教員が、所属研究科において院生の研究指導を行う場合は、所属研究科の定める諸規程等の範囲内で行うものとする。

3 前項の場合における所属研究科の施設・設備の使用料、光熱水料等は、原則として無償とする。

### （院生の身分）

第3条 両研究科において教育研究指導等を受ける場合の院生の資格及び身分は、両研究科の定めるところによるものとする。

2 院生を受け入れる研究科（以下「受入研究科」という。）においては、検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

### （経費等）

第4条 客員教員及び連携教員が、教育研究指導等のために要する旅費、研究経費等については、原則として所属研究科が負担するものとする。

### （研究成果の帰属・公表）

第5条 院生が受入研究科において研究指導を受けて得た研究成果の帰属及び公表は、受入研究科の定めるところによる。ただし、学位論文に係る研究成果の帰属及び公表は、所属研究科の定めるところによる。

(知的財産権の帰属)

第6条 客員教員及び連携教員と院生の本教育連携による研究の結果生じた特許権等の知的財産権の帰属については、両研究科で協議して定めるものとする。

(事故の処理)

第7条 受入研究科において院生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況について調査の上、両研究科の協議に基づき処理するものとする。

(災害傷害保険)

第8条 両研究科は、受入研究科において研究指導等を受ける院生に対し、所属研究科において学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険、若しくは同等以上の保険に加入していることを義務づけるものとする。

(協議会の設置)

第9条 (省略)

(覚書の発効等)

第10条 (省略)

(覚書の有効期間)

第11条 (省略)